平成２２年（フ）第１３３号
福岡県田川市大字伊田2736番地１
債務者　舞野　吉彦
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４９５号
大分市大字片島508番地の２
債務者　矢野亨明こと　矢野　幸春
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５４４号
大分県由布市庄内町中478番地
債務者　清田しのぶ（旧姓増田）
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６０号
大分県国東市国東町鶴川1006番地３市営平床団地９棟３号
債務者　花木としえ
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
宮崎県日南市南郷町東町12番地11　古沢ビル302号室
債務者　中村　　勲
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
宮崎県小林市南西方5952番地20
債務者　長岡　友子
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２０６号
宮崎県都城市天神町５街区５号　ベアレンサイド202
債務者　渡邊　美砂（旧姓竹田）
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２１５号
宮崎県都城市年見町３街区４号　第７年見マンション7105
債務者　榎木ゆかり
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第８３号
鹿児島県奄美市名瀬井根町26番４号
債務者　松下　初美（旧姓押）
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１５７号
鹿児島県伊佐市大口鳥巣797番地
債務者　下村　直樹
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
鹿児島県姶良市蒲生町下久徳63番地５横尾口団地木造２－２号
債務者　樋口　昭次
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
鹿児島県霧島市国分清水１丁目35番24―201号　第２城山チクラハイツＡ
債務者　坂元　大輔
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１６４号
鹿児島県姶良市西餅田987番地
債務者　石川　靖男
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
鹿児島県垂水市牛根麓85番地、旧住所東京都八王子市別所２丁目13番地　４―207
債務者　野元　正剛
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
鹿児島県垂水市牛根麓85番地、旧住所東京都八王子市別所２丁目13番地　４―207
債務者　野元千代子
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城370番地の８
債務者　城間　弘子（旧姓浦崎）
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８４号
長野県伊那市御園11番地　クローバー101号
債務者　新地　直美
１　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３５５号
兵庫県伊丹市寺本４丁目77番地４―302号
債務者　高月　都芳
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部